

只見町訪問指導（母子保健）実施要綱

第1 妊産婦訪問指導

1 目的

保健指導を受けることが必要である妊産婦について、その身体的条件又は生活環境等の理由により訪問による指導を行う必要があると認めた場合に、当該妊産婦の家庭を訪問し、妊娠及び出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある場合は、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するとともに、日常生活指導を行い、安心して出産及び育児ができるよう支援する。

2 実施主体事業の実施主体は、只見町とする。

3 実施対象者の把握

母子健康手帳の交付、健康診査等を通じて訪問指導を必要とする者を把握する。

4 実施体制

(1) 体制の整備

対象者の早期把握、訪問指導従事者の確保、訪問指導票の整備等に努め、特に訪問指導従事者の確保については、開業助産師を本事業のため委嘱するなど、訪問指導体制の整備を図る。

(2) 関係機関との連携

訪問指導について、保健所、医療機関及び開業助産師の協力を求め、訪問指導の方法、内容等について検討し、常に緊密な連絡協調を図りながら訪問指導活動を円滑に推進する。

5 訪問指導の実施

(1) 訪問指導実施従事者

訪問指導は、助産師、保健師等により行う。

(2) 訪問指導回数

訪問指導は、相談指導、健康診査等の結果必要と認める者について必要な訪問指導回数を決定し、特に、初回妊娠の者、生活上特に指導が必要な者、妊娠、出産、育児に不安を持つ者等について、重点的に訪問指導を行う。

(3) 訪問指導の事後指導

訪問指導の結果、疾病又は異常を発見した場合には、医療機関に受診させるなど迅速適切

な対策を講ずるものとする。

(4) 報告及び記録の整備

町は、あらかじめ妊産婦訪問指導票を作成し、訪問指導従事者に交付するものとする。訪問指導従事者は、訪問の都度、必要事項を記入し、訪問指導が完了した場合には、できるだけ速やかに訪問指導票を整理し、事後の指導に資するものとする。なお、訪問指導に当たっては、訪問指導票とともに、必ず母子健康手帳に必要事項を記入するものとする。

6 訪問指導の内容

(1) 問診

- ア 妊娠、分娩及び産褥における健康状態
- イ 家族の健康状態
- ウ 妊産婦の既往歴
- エ 妊産婦の現症
- オ 妊産婦の家庭環境等

(2) 指導

- ア 健康診査の励行
- イ 妊娠、分娩、産褥及び育児に関する知識
- ウ 流・早産、妊娠中毒症等の早期発見
- エ 生活環境
- オ 乳房及び乳首の手当
- カ 精神保健
- キ 妊娠期の歯科疾患の予防及び治療
- ク 家族計画等

第2 新生児訪問指導

1 目的

新生児は、外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いので、家庭訪問により、養育上必要な新生児の発育、発達、環境、疾病予防等についての指導を行い、身体的・精神的に不安定な時期にある母親に対して、育児に関する不安の軽減を図る。

2 実施主体

事業の実施主体は、只見町とする。

3 実施対象者の把握

母子健康手帳の交付、健康診査等を通じて訪問指導を必要とする者を把握する。

4 実施体制の確立

(1) 体制の整備

対象者の早期把握、訪問指導従事者の確保、訪問指導票の整備等を行い、特に訪問指導従事者の確保については、開業助産師を本事業のため委嘱するなど、訪問指導体制の整備を図る。

(2) 関係機関との連携

訪問指導について、医療機関及び開業助産師の協力を求め、訪問指導の方法、内容等について検討し、常に緊密な連絡協調を図りながら訪問指導活動を円滑に推進する。

5 訪問指導の実施

(1) 訪問指導実施従事者

病院、診療所、助産所等で出産に立ち会った医師又は助産所で出産に立ち会った助産師が、出生した児について訪問指導を必要とすると判断した場合には、新生児の居住地（里帰り分娩においては分娩時における居所）の市町村に連絡するものとする。

新生児で、退院後引き続き指導を必要とすると判断されたものについては、町保健師等が訪問活動を行う。また、開業助産師に委託してこれを行う。

(2) 訪問指導回数

生後28日以内に1回ないし2回程度とするが、養育上必要がある場合には、数回の訪問指導を行い、特に第1子、育児に不安を持つ者、生活上特に指導が必要な者等について、重点的に訪問指導を行う。

(3) 訪問指導の事後指導

新生児訪問指導を実施し、生後28日を経過して、引き続き指導を必要とする者については、医師の指示等により通常1箇月程度の継続指導を行う。

保健師又は委託助産師による訪問指導の結果、疾病又は異常を発見した場合には、医療機関に受診させるなど、迅速適切な指導を行うものとする。

(4) 報告及び記録の整備

町は、あらかじめ新生児訪問指導票を作成し、訪問の都度、必要事項を記入し、委託を受けた助産師は、訪問指導が完了した場合には、できるだけ速やかに訪問指導票を町に提出し、報告するものとする。町は、提出された訪問指導票を整理し、事後の指導に資するものとする。なお、訪問指導に当たっては、訪問指導票とともに、必ず母子健康手帳に必要事項を記

入するものとする。

6 訪問指導の内容

(1) 保護者に対する問診

- ア 妊娠、分娩及び産褥における母親の健康状態
- イ 家族の健康状態
- ウ 新生児の既往歴
- エ 新生児の現症
- オ 養育指導の状況
- カ 育児に対する不安
- キ 新生児の家庭環境等

(2) 新生児の健康状態の観察及び把握

- ア 一般状態
- イ 身体各部の状態等

(3) 保護者に対する指導

- ア 新生児の発育及び発達
- イ 栄養法と乳房管理
- ウ 清潔と衣類
- エ 生活環境
- オ 感染防止
- カ 安全（事故防止及び外傷）
- キ 福祉関係等

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。